

**(仮称)岐阜市動物愛護センター
整備基本計画（案）**

令和 8 年 10 月

岐阜市

目次

第1章	（仮称）岐阜市動物愛護センター整備基本計画について	1
1	整備基本計画の概要	1
第2章	本市の動物愛護行政を取り巻く現状と課題	2
1	動物愛護推進と動物の適正管理	2
2	畜犬管理センターについて	2
第3章	動物愛護センター整備に係る基本的な考え方	4
1	目的、基本理念、基本方針	4
2	4つの基本方針に基づく施策	5
3	動物愛護センターの機能と役割	6
第4章	動物愛護センターの施設整備について	9
1	計画地の概要	9
2	施設の概要	10
3	施設整備に係る留意事項	13
4	施設整備スケジュール	14

第1章 （仮称）岐阜市動物愛護センター整備基本計画について

1 整備基本計画の概要

本市では昭和43年に狂犬病予防法に基づく犬の抑留施設として岐阜市畜犬管理センター（以下「畜犬管理センター」という。）を設置しました。現在、畜犬管理センターにおいて犬及び猫を一時的に収容し、飼い主への返還や適正な飼養について指導を行っています。

一方で、平成24年に「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）」が改正され、人と動物が共生する社会の実現が法の目的に追記されたことなどを受け、本市では平成28年に「岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する条例」を制定し、翌年には「岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する基本方針」を策定するなど、畜犬管理センターの役割である犬の抑留施設から、動物愛護法に定める動物の愛護及び管理に関する施設、すなわち動物愛護管理センターへと、社会情勢の変化とともにその求められる役割は大きく変化してきました。

しかしながら、畜犬管理センターは建築から50年以上が経過し、老朽化及び狭隘等の課題を抱えていることに加え、現状の施設においては動物の愛護及び管理に関する施設としての十分な機能が備わっていないことから、新たに（仮称）岐阜市動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）を整備することとしました。

整備を進めるにあたって、令和7年度に動物愛護センター整備にかかる基本方針や、施設の主要機能等を示した岐阜市動物愛護センター基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。

今般、新たな動物愛護センターの整備に向けて、基本構想に基づき動物愛護を推進する拠点施設となる施設整備の基本的な考え方や詳細な機能を整理し、今後の施設整備に反映するため、（仮称）岐阜市動物愛護センター整備基本計画を策定します。

動物愛護センターが行う業務

- 犬及び猫の引取り、譲渡等に関すること。
- 動物の愛護・管理及び適正な飼養に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

主な法整備と本市の動向（＊ 本市の対応）

昭和25年	「狂犬病予防法」制定
＊昭和43年	畜犬管理センターを犬の抑留施設として設置
昭和48年	「動物の保護及び管理に関する法律」公布
平成24年	「動物の愛護及び管理に関する法律」改正
＊平成28年	「岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する条例」制定 畜犬管理センターは、犬の抑留施設及び動物の愛護の拠点及び管理施設として運営
＊平成29年	「岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する基本方針」策定
＊令和4年	「岐阜市における動物の愛護及び管理に関する取組を推進するための拠点の考え方」策定
＊令和7年	「岐阜市動物愛護センター基本構想」策定

第2章 本市の動物愛護行政を取り巻く現状と課題

1 動物愛護推進と動物の適正管理

近年、少子高齢化や単身世帯の増加など社会状況が変化する中、犬猫などの愛玩動物は、私たちの生活に安らぎや生きがいを与える存在として、その重要性を増しており、市民の動物愛護への関心や、人と動物が調和して共生する社会の実現に向けた意識も高まっています。

一方で、心ない飼い主による不適切な飼養管理や安易な繁殖、飼い主のマナーの低下による近隣への迷惑行為、さらには動物への虐待など、動物愛護に反する行為が社会問題となっています。

また、飼い主の高齢化等による飼養継続困難事例の増加、多頭飼育の増加、飼い主のいない猫の問題、災害時の対策など、多様な課題があります。

動物を飼っている人と飼っていない人、動物が好きな人と苦手な人が共に暮らす中、人と動物が共生していく社会を実現するためには、動物の命を尊重する考え方を育み、市民が動物の愛護と適正な管理について関心と理解を深めるための取組や環境整備が必要です。

本市では、飼い主の不明な犬の收容と飼い主への返還、飼養困難及び負傷した犬猫の收容と新たな飼い主への譲渡とともに、動物愛護の普及啓発、適正飼養の推進、動物愛護ボランティアとの連携などの取組を進めています。

2 畜犬管理センターについて

畜犬管理センターは、昭和43年に狂犬病予防法に基づく「犬の抑留施設」として設置しました。飼い主の不明な犬や、犬の登録・狂犬病予防注射などの義務が守られていない犬を一時的に保護、收容する施設として設置していますが、現在は施設内で負傷猫等の收容も実施しています。

項 目	内 容
名称・所在地	岐阜市畜犬管理センター（岐阜市境川5丁目108番地）
建築年月	昭和43年3月（築58年経過）（令和8年4月時点）
構造	コンクリートブロック造
敷地面積	290.91m ²
述べ床面積	45.76m ²
用途	犬猫の一時保護、收容、処分
收容能力	犬檻6房、猫檻7部屋



一方で、動物愛護法の改正などにより、譲渡の促進や適正飼養の啓発など、動物の愛護及び管理に関する機能も求められています。

下記のとおり、複数の課題があり、求められている役割が十分に果たせていない状況です。

課 題

- 築58年が過ぎ、老朽化が顕著
- 収容能力が不足しており、必要な頭数の収容や、長期間の収容ができない
- 環境省の飼養管理基準に準拠した収容、運動スペースの確保ができないため、適切に飼養できない
- 検疫施設、隔離施設がないため、感染症対策がとれない
- 多頭飼育崩壊や災害等が起きた際の収容能力がない
- 動物愛護の取組を進める場所がないため、譲渡の機会が制限され、市民への普及啓発が進まない
- 負傷した犬猫の治療や避妊・去勢手術等ができない

第3章 動物愛護センター整備に係る基本的な考え方

新たに整備する動物愛護センターは、市民が動物の愛護と適正な飼養について理解を深め、「市民と動物が共に幸せに暮らせるまちづくり」を目指すための拠点施設として運営します。

1 目的^{※1}、基本理念^{※1}、基本方針^{※2}

目 的	市民と動物が共生する社会の推進
-----	-----------------



基本理念 1	市及び市民は、動物が命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを理解し、及び社会において欠かすことのできないものであることを認識しなければならない
--------	--

基本理念 2	市及び市民は、人の動物に関する考え方、価値観等は多様であることを理解し、それぞれの考え方、価値観等の違いに十分配慮しなければならない
--------	--

基本理念 3	市民その他本市の社会を構成する多様な主体は、互いに連携を図り、協働して、市民と動物が共生する社会の推進に努めなければならない
--------	--

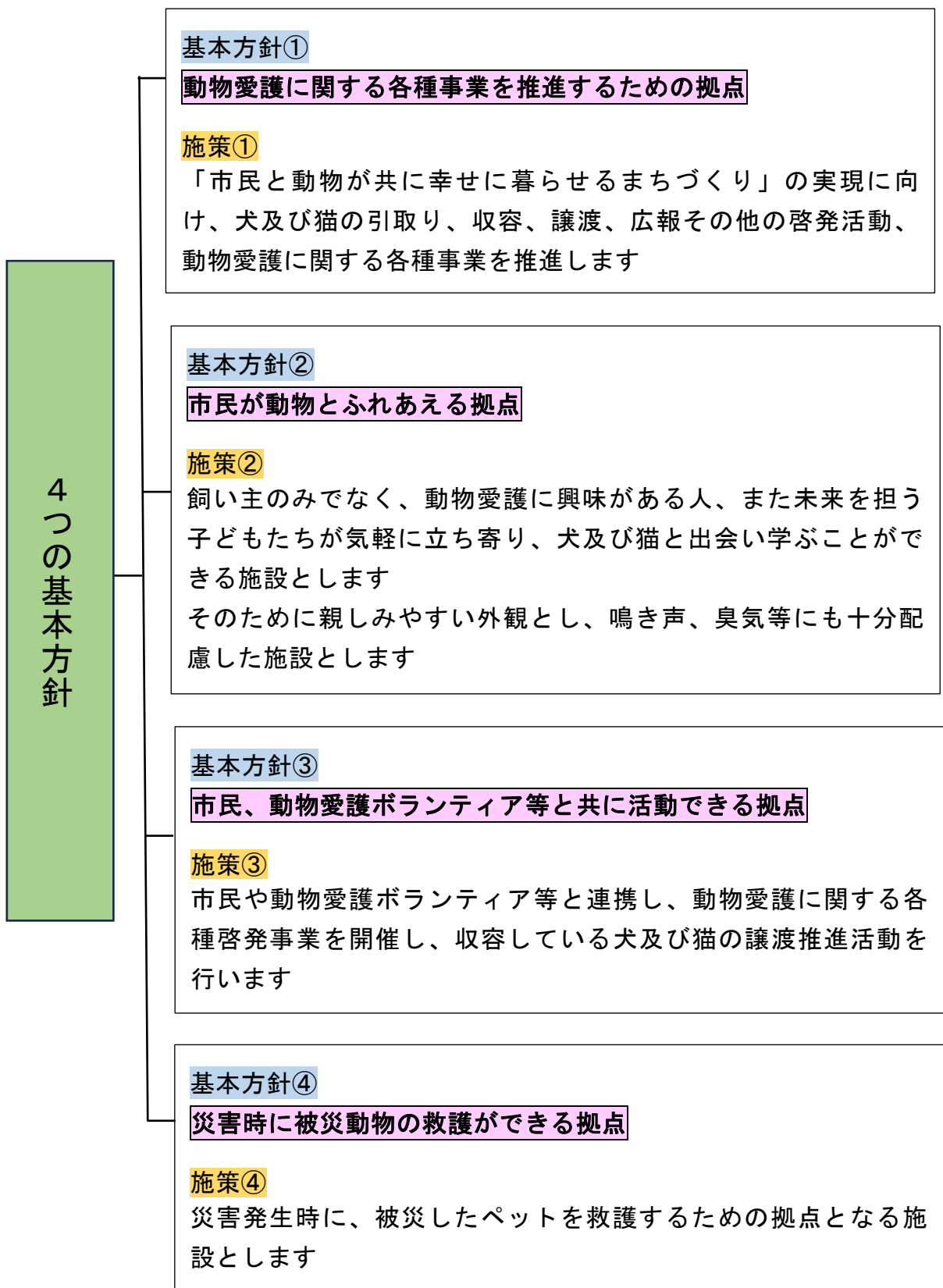


基本方針	① 動物愛護に関する各種事業を推進するための拠点 ② 市民が動物とふれあえる拠点 ③ 市民、動物愛護ボランティア等と共に活動できる拠点 ④ 災害時に被災動物の救護ができる拠点
------	--

※1 「岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する条例」(H29.1.1 施行)

※2 「岐阜市における動物の愛護及び管理に関する取組を推進するための拠点の考え方」
(R4.2.10 岐阜市保健医療審議会にて承認)

2 4つの基本方針に基づく施策



3 動物愛護センターの機能と役割

基本方針①

動物愛護に関する各種事業を推進するための拠点

ア 動物愛護に関する普及啓発機能

1) 動物愛護と適正飼養の推進

適正飼養の啓発、飼養相談、しつけ方教室、動物愛護週間におけるイベント等の開催により、終生飼養の徹底、犬猫の引取り頭数の減少、住民間トラブルの低減を図ります。

2) 未来を担う子どもたちへの動物との共生に関する啓発

幼稚園、保育園、小学校の授業、遠足及び社会見学などの機会に、命の大切さや正しい接し方等について理解してもらえよう、動物愛護教室等を開催します。

イ 保護収容した犬猫の適正な飼養管理機能

1) 収容した犬猫の適正な飼養管理

収容した犬猫を飼い主へ返還又は新たな飼い主へ譲渡するまで、それぞれの習性や健康状態に応じた適切な飼養管理を行います。

2) 負傷した犬猫の保護、収容及び治療

負傷した犬猫を保護した場合には応急処置を施し、必要に応じて（公社）岐阜県獣医師会に相談し、治療等の協力を要請します。

3) 収容した動物の感染症予防と拡大防止

施設において、動物由来の感染症等がまん延しないよう、施設の衛生面、収容した犬猫の健康状態等に十分配慮した飼養管理を行います。

ウ 生存の機会を拡大する機能

1) 情報発信による譲渡の推進

新たな飼い主への譲渡が可能と判断された犬猫については、ホームページやSNS等により情報を発信し、譲渡先を広く探します。

2) 動物愛護ボランティア等との連携による譲渡の推進

動物愛護ボランティア、動物愛護推進員、開業獣医師等と連携し譲渡を推進します。

3) 犬猫への避妊・去勢手術等の実施による譲渡の推進

新たな飼い主への譲渡が可能と判断した段階で、収容している犬猫にマイクロチップの挿入、避妊・去勢手術及びワクチン接種を行い、新たな飼い主が受け入れやすい仕組みを構築します。

4) 基本的なしつけ及びトレーニングの実施

収容した犬猫の警戒心を和らげ、人に慣れさせるとともに、基本的なしつけやトレーニングを行います。

エ 飼い主不明な猫対策推進機能

1) 飼い主不明な猫対策推進事業

飼い主不明な猫対策として、動物愛護ボランティアや地域住民の方々が行う地域猫活動に協力します。

2) 猫の室内飼養の推奨

飼い主が飼い猫を屋外で飼養している場合は、迷子となり、交通事故や疾病で死亡するなどの危険があります。さらに避妊・去勢手術が施されていない場合は、飼い主不明な猫（野良猫）の増加を招きます。不幸な猫をなくすために、室内での飼養の啓発を様々な機会を通じて進めていきます。

オ 動物由来感染症に対応する機能

1) 動物由来感染症に関する取組み

収容した犬猫の血液や糞便等を検査し、新しい飼い主等が動物由来感染症に罹患しないよう感染症対策を講じます。また、広報媒体や講習会等を通じて動物由来感染症に関する正確な情報及び最新の知見を提供します。

カ その他事務

1) 狂犬病予防法関連

- ・ 犬の登録及び狂犬病予防事務

2) 動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく事務

- ・ 第一種動物取扱業の登録等関係事務及び動物取扱責任者研修の実施
- ・ 第二種動物取扱業の届出等関係事務
- ・ 特定動物の飼養許可等関係事務
- ・ 犬猫の収容、引取り、譲渡関係事務
- ・ 犬猫の苦情相談
- ・ 多頭飼養届出関係事務

3) 化製場等に関する法律に基づく事務

- ・ 化製場等の設置許可等関係事務
- ・ 動物の飼養又は収容の許可等関係事務

基本方針②

市民が動物とふれあえる拠点

キ 動物とのふれあい活動拠点機能

1) 新たな飼い主と譲渡可能な犬猫のふれあいの場の提供

新たな飼い主が譲渡可能な犬猫と出会うふれあいの場を提供します。

- 2) 動物愛護センターを訪れるすべての人々が安全、安心に利用可能な場の提供

施設や設備等の衛生面や防音効果、脱臭機能に配慮し、親しみやすい環境と外観とすることで、来訪者が快適に過ごすことができる場を提供します。

- 3) 未来を担う子どもたちの学び場の提供

子どもたちが動物と出会い動物の習性等を学ぶことができる場を提供します。

基本方針③

市民、動物愛護ボランティア等と共に活動できる拠点

ク 動物愛護ボランティアと連携した普及啓発機能

- 1) 動物愛護ボランティア等との協働による研修の実施

獣医師会、動物愛護ボランティア等と連携し、犬猫の習性などの基礎知識や法令制度を含め適正飼養・終生飼養講習会や犬猫の飼い方教室等を開催します。

- 2) 動物愛護ボランティア等の活動に関する周知協力

動物愛護ボランティアが行う動物愛護活動を多くの方に知っていただけるよう周知に協力します。

基本方針④

災害時に被災動物の救護ができる拠点

ケ 災害発生時の救護機能

- 1) 平時からの普及啓発

災害発生時に避難が必要となった場合、飼い主はペットと共に避難することになるため、災害時を想定した物品の準備などについて啓発するとともに、マイクロチップの装着が災害時に、犬猫が迷子になることを防ぐことを広報し、マイクロチップ装着を推奨します。

- 2) 災害発生時の対応

災害発生時は、ホームページやSNS等に飼い主との同行避難に必要な情報を掲載するとともに、関係機関やボランティア等と連携し、飼い主がわからないペットや負傷したペットの保護から返還までの支援を行います。

- 3) 災害時に必要となる物品の備蓄

被災動物救援所として災害に備えるため、犬猫用ケージ、設置用のテント、ペットフード、シーツ等を備蓄します。

第4章 動物愛護センターの施設整備について

1 計画地の概要

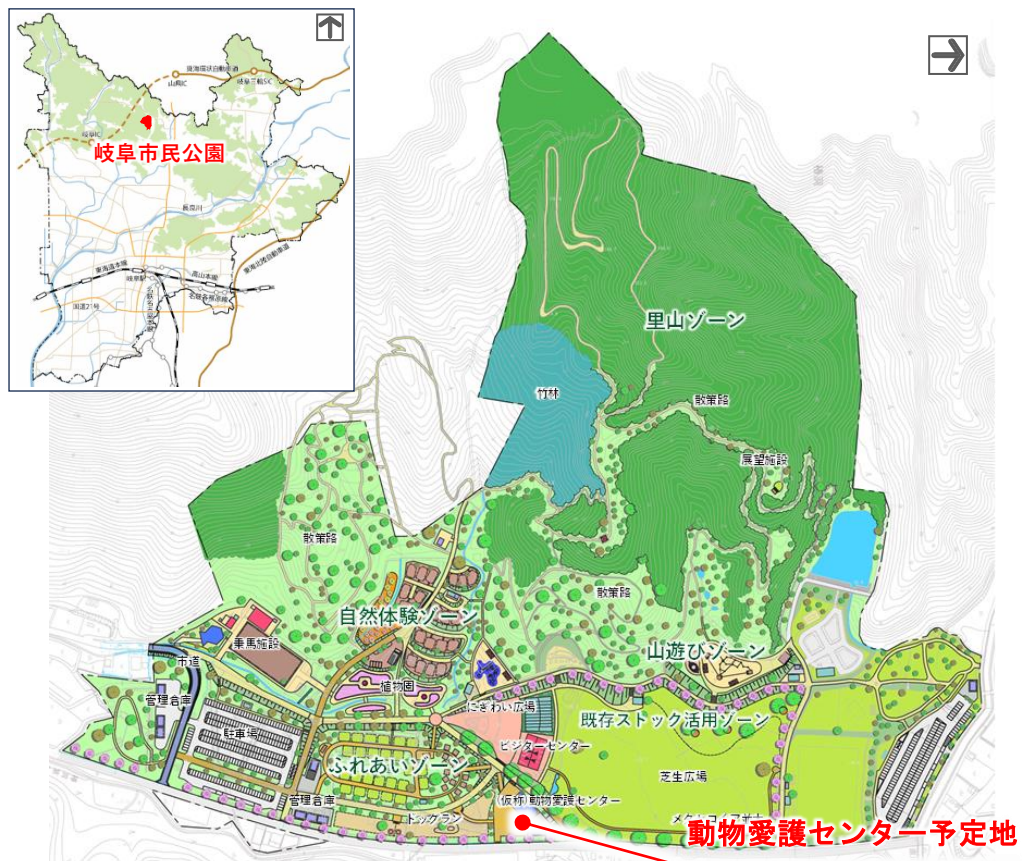
計画地は、現在整備を進めている岐阜市民公園とします。

本公園は、岐阜市の北部（岐阜市椿洞）に位置し、市内最大の面積を誇る芝生広場をはじめ、四季の移り変わりや草花を楽しむことができる里山や植物園、動物とふれあうことができる乗馬施設やドッグラン、野鳥などを鑑賞できる里山など、豊かな自然を有する本市を代表する総合公園です。

昭和48年の公園開設以降、多くの方にご利用いただいている一方で、施設の老朽化や未利用施設の顕著化、利用者ニーズの変化など、様々な課題への対応が求められていたことから、令和6年に岐阜市民公園再整備基本計画を策定し、現在、再整備を進めております。

動物愛護センターは、岐阜市民公園再整備計画内において、公園の玄関口に立地し、デイキャンプやワークショップなど、緑の中で自由に活動できる場所づくりや、ペットなどの動物とふれあうことができる「ふれあいゾーン」にて整備を予定しています。

豊かな自然環境の中、市民と共に動物愛護の取組を進め、人と動物が共生する社会の実現を発信する拠点として整備します。



2 施設の概要

A 動物愛護啓発エリア

研修室（貸室）等

犬猫の正しい飼い方や健康管理、動物愛護に関する知識やマナーについての講習会やしつけ方教室等を行います。また、児童等に向けて命の大切さを学ぶ勉強会や、動物に関するイベントの開催など、市民が動物愛護について学び、親しむ場として活用します。

B 飼育エリア

収容頭数は、犬 10 頭、猫 30 匹とする。

経過観察室

保護、収容された犬猫について、健康状態や動きを観察し、異常がないか、感染症にかかっているか等確認します。また、併せてマイクロチップの装着や犬の鑑札、注射済票等の確認も行います。

飼育室

経過観察室で健康状態を確認し、良好な犬猫については、新しい飼い主に譲渡されるまでの間、犬猫の健康に配慮した環境の飼育室で飼養します。犬飼育室は外気に触れられる半屋外型とすることで、譲渡対象の犬を屋外から直接見ることができます。

展示室

展示室では、譲渡対象の猫の様子を見ることができ、譲渡希望者との出会いの場を提供します。また、施設見学の来訪者が、展示室にいる猫の生態を学ぶ場を提供します。

倉庫

収容した犬猫の餌や水、ペットシートやキャリーバッグなどのペット用資機材、災害用備蓄品などを格納します。

C 診療室

診療室、隔離室

保護、収容された譲渡対象の犬猫について、必要に応じ避妊・去勢手術を行うとともに、収容時に負傷している犬猫について応急処置を行います。

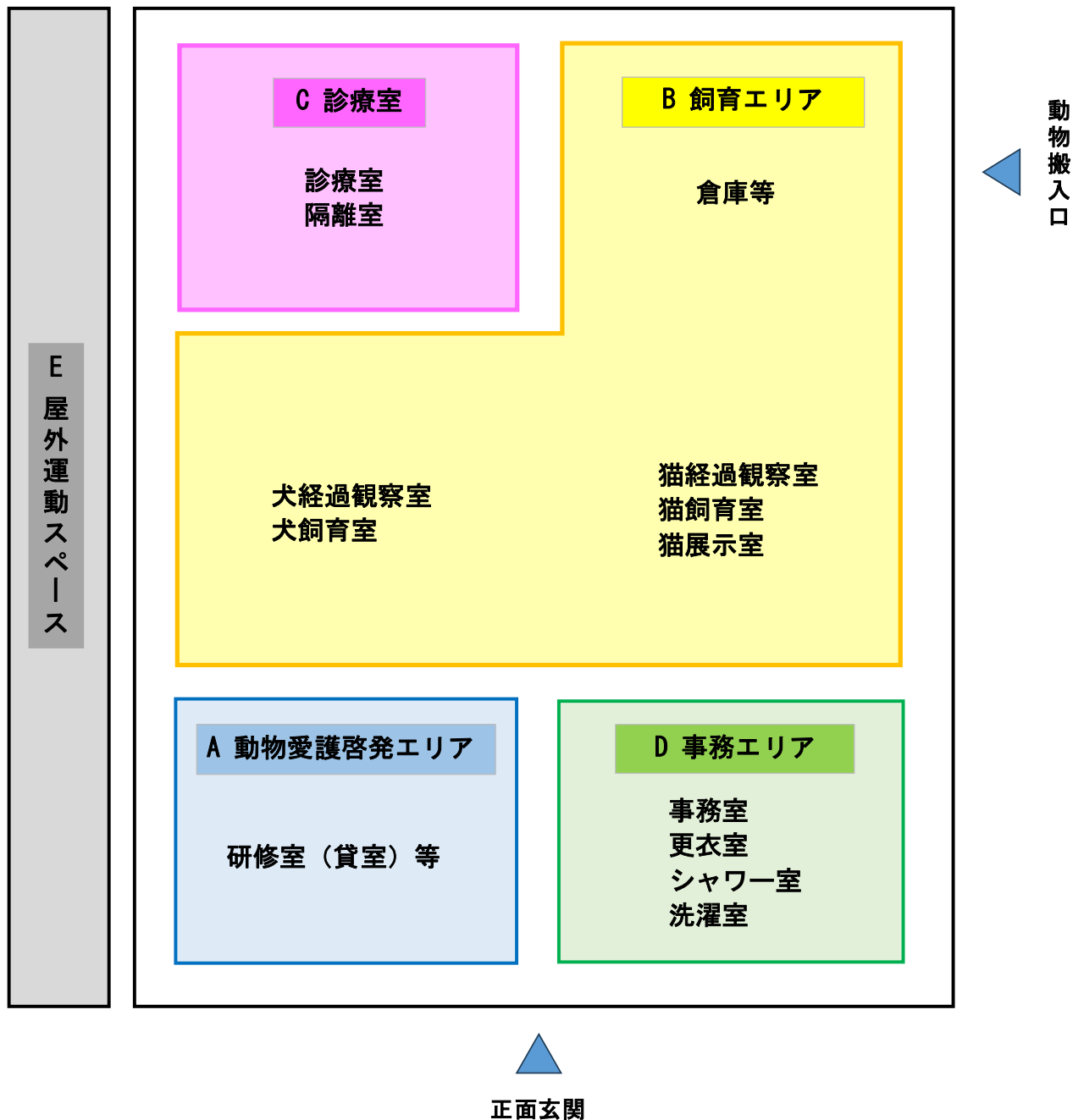
D 事務エリア

事務室等

動物愛護法に基づく犬猫の引取り、譲渡、虐待への対応、動物取扱業者の届出への対応などの窓口業務のほか、動物愛護に関する知識やマナーについての講習会、しつけ方教室、児童等に向けての勉強会及び動物に関するイベントの企画立案等を行います。

E 屋外運動スペース

保護、収容された犬の心身の健康を維持し、ストレスを軽減すると共に、犬が社会性を身に着け、新しい飼い主の元でスムーズに暮らしていけるようトレーニングを行います。



A 動物愛護啓発エリア		
研修室（貸室）等	しつけ方教室、研修会、勉強会、譲渡会	70 m ² 程度
B 飼育エリア		
犬経過観察室	収容する犬の健康状態、感染症の確認	30 m ² 程度
猫経過観察室	収容する猫の健康状態、感染症の確認	
犬飼育室	検疫後の健康な犬を飼育管理	140 m ² 程度
猫飼育室	検疫後の健康な猫を飼育管理	
猫展示室	譲渡候補猫と新しい飼主とのマッチング	
シャンプー・洗濯室	犬猫の洗浄、タオル等の洗濯、乾燥	120 m ² 程度
作業室兼廊下	餌の準備や薬の調製	
倉庫	飼料、ペットシーツ等資材の保管	
C 診療室		
診療室	検査、応急処置、避妊・去勢手術	30 m ² 程度
隔離室	術後の犬猫を隔離	
D 事務エリア		
事務所・受付窓口	職員執務室、来訪者受付	130 m ² 程度
倉庫	保管文書、資料、事務・事業用品	
更衣室	職員更衣用（男女）	
シャワー室	職員用（男女）	
給湯・洗濯室	作業着等洗濯（職員用）	
相談室	引取り・譲渡相談、飼い方相談、糞尿や鳴き声など動物に係る生活環境相談	
付帯設備		
電気機械室	空調、ボイラー、非常用発電等	150 m ² 程度
トイレ	来訪者兼職員用（男女）	
その他	エントランス、廊下等の共用部分	
延べ床面積		670 m ² 程度

E 屋外運動スペース		
屋外運動スペース	収容犬のトレーニング、運動スペース	400 m ² 程度

3 施設整備に係る留意事項

景 観

外観は周辺環境と調和した形、色彩とし、景観に配慮した建物とします

建物構造

鳴き声を外部に漏らさない防音・遮音効果の高い建物構造とします

設備機器

臭気などに配慮した設備機器を採用します

内装

吸音効果に優れた材料を採用し、鳴き声等による外部への影響を軽減します

床材は「汚れにくい」「毛が舞いにくい」など衛生を保持しやすい材料を採用します

建具（開口部）

防音・遮音・防犯性に優れた建具を採用します

環境への配慮

遮熱性のある部材や自然素材を使用するなど、周辺への環境に配慮した施設とします

ユニバーサルデザイン

誰もが快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れます

4 施設整備スケジュール

	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
基本計画 基本設計				
実施設計				
整備工事				
供用開始				